

答申書（案）

本会議は、平成26年9月29日付で交野市長から諮問された「子ども・子育て支援新制度に伴う交野市の利用者負担について」に対する平成26年11月6日付の答申において、新制度施行に伴い市が新たに定める教育標準時間認定（1号認定）の利用者負担については、就園奨励費補助金を踏まえた実質水準を基に設定することが適当であるとの考えを示した。また、公立幼稚園の利用者負担については、本来、私立幼稚園と同額にすべきところであるが、附帯意見として、「利用者負担の改定については、国の動向を見極めることができる平成28年度を目途に行うことが交野市にとって適切であると判断することから、新制度が施行される平成27年度においても、引き続き、利用者負担に係る審議を本会議において継続することを申し添える。」等を附した上で、その改定を見送ることとした。

平成27年7月30日付で交野市長から「特定教育・保育施設等の利用者負担額の改定について」の諮問があったことを受け、本会議において審議を行った結果を以下のとおり答申する。

なお、今回の答申は、公立幼稚園の園児募集時期等を考慮し、教育標準時間認定（1号認定）についてのみ行うこととし、保育認定（2・3号認定）の利用者負担額の改定については、本年度中に再度、答申することとする。

1. 教育標準時間認定（1号認定）の利用者負担額について

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度では、幼稚園、保育所、認定こども園で異なっていた財政支援の仕組みが保護者への個人給付として共通化された。また、その保護者が負担する利用者負担額の水準について国が定める限度額も、教育標準時間認定（1号認定）、保育認定（2・3号認定）それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準とすることとされた。

このような新制度の下、交野市における待機児童解消に向けた認定こども園の普及等の観点からも、公私立とも同一の利用者負担額とすることが望ましいと考える。

公私立とも同一とする利用者負担額については、新制度の私立幼稚園等に適用される現行の教育標準時間認定（1号認定）が、国の所得階層区分に準じ、市内私立幼稚園の保育料に就園奨励費補助金を考慮した実質水準を基に、近隣市の状況等も勘案し設定されたところであることから、これを適用することが適当であると考え。ただし、平成28年度の公立幼稚園の入園児については、本年10月から募集が開始され、一定の周知期間も必要であることから、平成29年度の入園児から新たな利用者負担額を適用するとともに、平成29年度前の在園児については、家庭環境とともに利用者負担額も幼稚園選択の条件となっていること等を考慮し、卒園するまで新たな利用者負担額の適用から除外するなど、一定の経過措置等を講ずることが必要であると考え。

2. 今後の利用者負担額の見直し等について

教育標準時間認定（1号認定）の利用者負担額については、子ども子育て支援新制度の施行に伴い、国の所得階層区分に準じ、市内私立幼稚園の保育料に就園奨励費補助金を考慮した実質水準を基に、近隣市の状況等を勘案し設定されていることから、今後、こうした利用者負担額設定の基となる要素に変更等が生じた場合や国・府の動向等に応じて、適宜、見直しを行う必要があると考える。